

文書番号：JRCA FME100-初版

## HACCP リーダー(食品安全管理技術者)の 資格基準

制 定：2019年 2月 1日

一般財団法人日本要員認証協会  
マネジメントシステム審査員評価登録センター

## 目次

|  |    |
|--|----|
| 1. 適用範囲  | 1  |
| 2. 引用文書及び関連文書  | 1  |
| 3. HACCP リーダー（食品安全管理技術者）の資格及び区分  | 1  |
| 4. HACCP リーダー（食品安全管理技術者）（A P : APPROVED HACCP LEADER）への新規登録            | 1  |
| 5. HACCP リーダー（食品安全管理技術者）（X P : EXPERIENCED HACCP LEADER）への新規登録及び格<br>上 | 2  |
| 6. 資格の維持   | 3  |
| 7. 資格の更新   | 4  |
| 8. 有効な活動実績   | 5  |
| 9. 継続的専門能力開発（C P D）  | 6  |
| 10. 継続的な確認   | 6  |
| 11. 食品安全管理活動に関する調査   | 7  |
| 12. 資格の失効及び回復  | 7  |
| 13. 資格の再登録   | 7  |
| 14. 資格の一時停止  | 8  |
| 15. 資格の取消し   | 8  |
| 16. 申請者及び HACCP リーダー（食品安全管理技術者）の権利と義務                                  | 8  |
| 付則   | 8  |
| <b>付属書 1</b> 用語の定義   | 9  |
| <b>付属書 2</b> HACCP リーダー（食品安全管理技術者）倫理綱領                                 | 10 |
| <b>付属書 3</b> HACCP リーダー（食品安全管理技術者）資格の公表に係わる遵守事項                        | 11 |
| 制定・改定履歴  | 14 |

## HACCP リーダー（食品安全管理技術者）の資格基準

### 1. 適用範囲

この基準は、一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、当センター又はJRCAという）が、HACCPリーダー（食品安全管理技術者）を評価し登録する際に適用する。

\*HACCPリーダー（食品安全管理技術者）：該当する組織において、食品安全システムの構築、運営を中心的に行なうことができる者をいう。

### 2. 引用文書及び関連文書

#### 2.1 関連文書

この基準の主な関連文書を以下に示す。

JIS Q 19011：マネジメントシステム監査のための指針

コーデックス 食品衛生の一般原則（CAC/RCP 1-1969）

厚生省生活衛生局食品保健・乳肉衛生課長連名通知 衛食第三十一号・衛乳第三十六号

JRCA FME200：HACCPリーダー（食品安全管理技術者）の評価登録手順及び各種手続きの手引き

JRCA AC100：審査員等の評価登録に係わる異議申し立て及び苦情申し立ての取扱い手順

### 3. HACCP リーダー（食品安全管理技術者）の資格及び区分

この基準で定める HACCP リーダー（食品安全管理技術者）の資格を以下に示す。

#### 3.1 HACCP リーダー（食品安全管理技術者）

該当する組織において、HACCPの構築、運営を中心となつて行なうことができる者。

当センターが、本基準の4項又は5項に定める登録要件を満たしていると評価し登録した者。

#### 3.2 区分

HACCP リーダー（食品安全管理技術者）の資格区分を以下に定め、“承認された”要員であること及び“HACCPの構築・運営経験を有する”要員であることを明確にする。

「A P」：Approved HACCP Leader

本基準の4項に定める登録要件を満たしている要員。

「X P」：Experienced HACCP Leader

本基準の5項に定める登録要件を満たしている要員。

### 4. HACCP リーダー（食品安全管理技術者）（A P：Approved HACCP Leader）への新規登録

#### 4.1 実務経験等

(1) フードチェーン関連産業に係る2年以上の実務経験、又は高等学校卒業以上の経歴を有していること。

(2) 食品安全マネジメント分野に係る半年以上の実務経験、又はこれと同等以上の教育を受けていること。

該当する食品安全マネジメント分野における実務経験としては、例えば以下のものがある。

・所属する組織又は他の組織の HACCP システム又は ISO 22000 等の食品安全マネジメントシ

- システムの構築、運用又は統括に関わる業務
- ・ ISO 22000 等の食品安全マネジメントシステムの内部監査又は二者監査の計画、実施、報告、改善に関わる業務
  - ・ 製品の品質管理、品質改善に関わる業務
- 該当する教育には、例えば大学等におけるフードチェーン関連産業の品質保証又は食品安全、HACCP システム、ISO 22000 等 FSMS に係る教育による単位修得等がある。

#### 4.2 研修コースの修了

以下のいずれかの研修コースを、申請日から過去5年以内に修了していること。

(1) 当センター承認の HACCP リーダー（食品安全管理技術者）研修コース

(2) 当センター承認の食品安全マネジメントシステム審査員フォーマル研修コース

注：過去に実施された研修の取り扱いに関する経過措置について

申請者が過去に修了した JRCA 承認食品安全マネジメントシステム審査員フォーマル研修コース（5日間で実質40時間以上）、又はそれと同等以上の研修については、申請時提出資料（修了証、時間割、又は現在保有している JRCA 審査員登録証明書等のコピー）で確認できれば研修修了実績として認める。

(3) HACCP 講習（衛食第三十一号通知に準じる概ね3日間の講習）

#### 4.3 HACCP リーダー（食品安全管理技術者）倫理綱領の遵守

当センターが定める HACCP リーダー（食品安全管理技術者）倫理綱領（「付属書2」参照）を遵守すること。

#### 4.4 評価申請料・登録料の支払い

申請及び登録に必要な費用を当センターに支払うこと。

### 5. HACCP リーダー（食品安全管理技術者）（XP：Experienced HACCP Leader）への新規登録及び格上

#### 5.1 実務経験等

(1) フードチェーン関連産業でのフルタイムで7年以上（高等学校以上を卒業の者は4年以上）の実務経験を有していること。

(2) 申請日を遡る10年以内に食品安全マネジメント分野に係る2年以上の実務経験を有していること。

該当する食品安全マネジメント分野における実務経験としては、例えば以下のものがある。

- ・ 所属する組織又は他の組織の HACCP システム又は ISO 22000 等の食品安全マネジメントシステムの構築、運用又は統括に関わる業務
- ・ ISO 22000 等の食品安全マネジメントシステムの内部監査又は二者監査の計画、実施、報告、改善に関わる業務
- ・ 製品の品質管理、品質改善に関わる業務

#### 5.2 研修コースの修了

以下のいずれかの研修コースを、申請日から過去5年以内に修了していること。

(1) 当センター承認の HACCP リーダー（食品安全管理技術者）研修コース

- (2) 当センター承認の食品安全マネジメントシステム審査員フォーマル研修コース

注：過去に実施された研修の取り扱いに関する経過措置について

申請者が過去に修了したJRCA承認食品安全マネジメントシステム審査員フォーマル研修コース（5日間で実質40時間以上）、又はそれと同等以上の研修については、申請時提出資料（修了証、時間割、又は現在保有しているJRCA審査員登録証明書等のコピー）で確認できれば研修修了実績として認める。

- (3) HACCP 講習（衛食第三十一号通知に準じる概ね3日間の講習）

### 5.3 必要な実績

“有効な食品安全活動実績”（8項参照）のうち、以下のいずれかの実績が合計3回以上あること。

- (1) HACCP チームリーダーの役割（または、それと同等かそれ以上）を担って、1日以上 of 第三者監査又は第三者審査を受審した実績
- (2) HACCP システム又は、ISO 22000 等の食品安全マネジメントシステムにおける構築・運営・更新や指導・助言の実績（但し、本項に該当する実績を複数提出する場合は、それぞれ異なる組織における実績であること）
- (3) 成果を含む HACCP システム又は、ISO 22000 等の食品安全マネジメントシステム全体の実施状況及び改善の必要性に関する経営者への報告実績

### 5.4 組織による証明

すべての受審実績、又は HACCP システム、食品安全の構築・運営、指導・助言等の実績について、経営者から、申請書記載どおりに実施されたことの証明を受けること。

### 5.5 HACCP リーダー（食品安全管理技術者）倫理綱領の遵守

当センターが定める HACCP リーダー（食品安全管理技術者）倫理綱領（「付属書2」参照）を遵守すること。

### 5.6 評価申請料・登録料の支払い

申請及び登録に必要な費用を当センターに支払うこと。

### 5.7 AP資格からXP資格への格上げ

AP資格登録者がXP資格への格上げするためには、上記「5.1」項及び「5.3」項の要件を満たすこと。

また、格上げ申請に必要な費用を当センターに支払うこと。

## 6. 資格の維持

HACCP リーダー（食品安全管理技術者）資格を維持するためには、登録の有効期間（3年間）において、資格登録又は更新の日から1年毎に、資格の維持申請を行い、次に定める要件を満たすこと。

また、8項に定める継続的な確認において問題が認められないこと。

### 6.1 必要なCPD実績、又は活動実績

- (1) HACCP リーダー（食品安全管理技術者）（AP：Approved HACCP Leader）

HACCP リーダー（食品安全管理技術者）（AP）は、資格登録日又は前回の資格維持申請受付日を起点として、次の資格維持申請日までの期間を対象とする継続的専門能力開発（CPD）の実績（5時間以上）を提出すること（9項参照）。

## (2) HACCP リーダー（食品安全管理技術者）（X P : Experienced HACCP Leader）

HACCP リーダー（食品安全管理技術者）（X P）は、資格登録日又は前回の資格維持申請受付日（前年が資格更新の場合は、資格更新申請受付日）を起点として、次の資格維持申請日までの期間を対象とする以下のいずれかの“有効な活動実績”（8項参照）を提出すること。（但し、正当な理由により活動実績が得られない場合は、5時間以上のCPD（専門能力開発）実績の提出で代替可とする）

- ①管理責任者と同等以上の役割で1日以上 of 第三者監査又は第三者審査を受けた実績（受審実績）を1回/年、1日以上
- ②1つ以上のHACCPシステム又は、ISO 22000等の食品安全マネジメントシステムにおける構築・運営や指導・助言等の実績を1回/年
- ③成果を含むHACCPシステム又は、ISO 22000等の食品安全マネジメントシステム全体の実施状況及び改善の必要性に関する経営者への報告実績を1回/年
- ④JIS Q 19011を満たす監査実績を1回/年、1日以上（二者監査も可）
- ⑤ISO/TS22003を満たす第三者審査を1回/年、1日以上

上記①～④のいずれも、受審組織の食品安全経営責任者から、申請書記載どおりに実施されたことの証明を受けること。⑤については、受審組織の責任者から証明を受けること。

## 6.2 HACCP リーダー（食品安全管理技術者）倫理綱領の遵守

当センターが定めるHACCP リーダー（食品安全管理技術者）倫理綱領（付属書2参照）を遵守すること。

## 6.3 評価申請料・登録料の支払い

登録維持に必要な費用を当センターに支払うこと。

## 7. 資格の更新

HACCP リーダー（食品安全管理技術者）資格の有効期間は、資格登録日又は更新日から3年間とする。食品安全マネジメントシステム審査員と併せ持つ場合は、有効期間のサイクルを食品安全マネジメントシステム審査員に合わせる。HACCP リーダー（食品安全管理技術者）資格の有効期間を更新するためには、資格登録又は更新から3年毎に、資格の更新申請を行い、次に定める要件を満たすこと。

また、10項に定める継続的な確認において問題が認められないこと。

## 7.1 必要なCPD実績、又は活動実績

## (1) HACCP リーダー（食品安全管理技術者）（A P : Approved HACCP Leader）

HACCP リーダー（食品安全管理技術者）（A P）は、資格登録日又は前回資格維持申請受付日を起点として、資格更新申請日までの期間を対象として結果を文書にまとめ、継続的専門能力開発(CPD)の実績（5時間以上）を提出すること（9項参照）。また、その中に3年間の活動のまとめ（活動のふり返り）に関する記述を含めてもよい。

## (2) HACCP リーダー（食品安全管理技術者）（X P : Experienced HACCP Leader）

6項「資格の維持」要件と同様とする。

正当な理由により活動実績が得られず5時間以上のCPD（専門能力開発）実績の提出で代替する場合は、その中に3年間の活動のまとめ（活動のふり返り）に関する記述を含めてもよい。

## 7.2 HACCP リーダー（食品安全管理技術者）倫理綱領の遵守

当センターが定めるHACCP リーダー（食品安全管理技術者）倫理綱領（付属書2参照）を遵守すること。

## 8. 有効な活動実績

申請に際しHACCPリーダー（食品安全管理技術者）として有効となる活動実績は、以下のいずれかの要件を満たす活動であること。

- (1) 以下を基準文書とする食品安全第三者監査、又は第三者審査を受けた実績（受審実績）であること。
  - a) ISO 22000：食品安全マネジメントシステム-フードチェーンのあらゆる組織に対する要求事項
  - b) コーデックス 食品衛生の一般原則（HACCP含む）
  - c) その他の食品安全関連規格（ただし、a）又はb）を含むか、a）又はb）に相当すると認められること）
    - 例）GFSI認証スキーム（FSSC22000等）
- (2) HACCPシステム又は、ISO 22000等の食品安全マネジメントシステムにおける構築・運営や指導・助言の実績であること。
  - 構築・運営、指導・助言のいずれも、1つに対して6カ月以上に渡って行なった活動を1回の実績としてカウントする。
- (3) 成果を含むHACCPシステム又は、ISO 22000等の食品安全マネジメントシステム全体の実施状況及び改善の必要性に関する経営者への報告実績であること。
  - 6カ月以上に渡る期間についての報告を1回の実績としてカウントする。
- (4) 組織として計画された一連の監査活動で、且つ、JIS Q 19011に従って実施した第一者監査（内部監査）又は第三者監査の実績であること。
- (5) 申請者がISO/TS22003に従って実施した第三者審査の実績であること。

なお、上記(1)の受審実績及び(4)(5)の監査実績において、以下の要件を満たすことが明確であること。

- ① 審査（監査）計画に基づいて実施された監査であること
  - ・ 審査（監査）目的
  - ・ 審査（監査）基準
  - ・ 審査（監査）対象範囲（組織、機能等）
  - ・ 日時、場所
  - ・ 審査（監査）工数、時間
  - ・ 審査（監査）チーム（リーダー、メンバー）及び同行者の役割、責任
- ② 初回会議の実施
- ③ 審査（監査）所見及び審査（監査）結論の作成
- ④ 最終会議の実施

また、上記(1)の受審実績及び(4)(5)の監査実績は、初回会議や最終会議への参加、また事前準備や報告書の作成を含めて6時間以上ある審査（監査）であること。（但し、事前準備の時間と報告書作成時間の合計が、部門監査時間と初回・最終会議時間の合計を上回ってはならない。また、2つ以上の監査基準に基づく統合監査／複合監査の場合には、当該マネジメントシステムに関わる監査活動のみ監査時間として算入できる。）

## 9. 継続的専門能力開発（CPD）

### 9.1 専門能力開発の対象となる活動

HACCPリーダー（食品安全管理技術者）としての能力向上に直接的又は間接的に寄与するもので、以下の事項を対象とする。

- ・FSMS関連規格の理解に関するもの
- ・食品安全マネジメントの原則に関するもの
- ・HACCPの理解に関するもの
- ・PRP（一般衛生管理）の理解に関するもの
- ・食品安全技術・技法・活用能力に関するもの
- ・食品安全の法的要求事項の理解に関するもの
- ・監査技術の向上に関するもの
- ・食品安全分野の専門能力向上に関するもの

### 9.2 専門能力開発の方法

継続的専門能力開発(CPD)の方法には、以下の種類がある。

#### (1) 研修等への参加

- 例) ①研修機関が行なう関連研修  
②その他の研修  
③講演会

#### (2) 自己学習等

- 例) ①読書  
②web サイト利用による個人学習  
③グループ学習

## 10. 継続的な確認

### 10.1 HACCP リーダー（食品安全管理技術者）からの報告

#### 10.1.1 登録情報の変更、重大な変更

当センターに登録されている HACCP リーダー（食品安全管理技術者）は、登録情報に変更が生じた場合、速やかに当センターに書面で報告すること。

#### 10.1.2 利害関係者からの苦情

当センターに登録されている HACCP リーダー（食品安全管理技術者）は、利害関係者から、食品安全管理に関する苦情を受けた場合、速やかに、その内容及び対応の計画又は完了を、当センターに書面で報告すること。

当センターは、報告内容に関して、当該 HACCP リーダー（食品安全管理技術者）資格の登録又は更新要件に抵触していないかどうかを確認し、必要な対応を行う。

### 10.2 当センターへの苦情又は情報提供

当センターに登録されている HACCP リーダー（食品安全管理技術者）に対して、利害関係者から苦情又は情報提供があった場合、当センターは以下の事項を確認し、問題がある場合は必要な対応を行う。

- (1) HACCP リーダー（食品安全管理技術者）倫理綱領（「付属書2」参照）への違反がないこと。
- (2) 苦情又は情報提供の内容が、HACCP リーダー（食品安全管理技術者）資格の登録又は更新要件



に抵触していないこと。

## 1 1. 食品安全管理活動に関する調査

当センターは、登録されている HACCP リーダー（食品安全管理技術者）から提出された活動実績の信頼性及び適切性について、組織又は内部監査実施機関に対して調査を行う場合がある。

また、当センターは、登録されている HACCP リーダー（食品安全管理技術者）の活動について疑義、又は問題が生じた場合、必要な調査を行う場合がある。

## 1 2. 資格の失効及び回復

### 12.1 登録資格の失効

次の事項が発生した場合、該当する HACCP リーダー（食品安全管理技術者）の登録資格は失効する。

- (1) 当センターによる評価及び判定の結果、6 項又は 7 項に定める資格維持・更新の要件を満たしていなかった場合、
- (2) 資格の維持・更新期限日までに、必要な申請書類の提出又は費用の払い込みがなかった場合。
- (3) 当該 HACCP リーダー（食品安全管理技術者）から資格放棄の届出があった場合。

### 12.2 資格の更新期限日を過ぎて申請があった場合の登録継続（資格の回復）

資格更新の場合で、更新期限日から 3 か月以内に、必要な申請書類の提出及び費用の払い込みがあり、当該 HACCP リーダー（食品安全管理技術者）の資格継続の意思が確認できた場合、当センターは、5 項の資格更新の要件を満たすことを確認した後に、失効前の状態に資格を回復し同一資格での登録を継続する。

また、やむを得ない事情により、定められた期間内に必要な手続きが実施できなかった場合は、更新期限日から最大 6 ヶ月以内に資格要件を満たし手続きを修了することで、失効前の状態に資格を回復し同一資格での登録を継続する。ただし、事情と経緯を示す書面が当センターに提出され承認された場合に限る。

## 1 3. 資格の再登録

過去に当センターに HACCP リーダー（食品安全管理技術者）として登録していて、現在は登録されていない者が、再登録を希望する場合は、新規登録の要件（3 項参照）に従って、登録申請を行う必要がある。

ただし、当センターは、15 項の事由により資格取消しとなった者から再登録の申請があった場合、これを受理しない。

## 14. 資格の一時停止

当センターは、登録されているHACCPリーダー（食品安全管理技術者）の資格登録に関わる疑義又は問題が発生した場合、当該の疑義又は問題が解消されるまで、当該HACCPリーダー（食品安全管理技術者）の資格登録を一時停止する場合がある。

## 15. 資格の取消し

当センターは、次の事項が発生した場合、当該 HACCP リーダー（食品安全管理技術者）の資格登録を取消す。

- (1) 10項に定める継続的な確認に関わる報告を、意図的に怠った場合。
- (2) 10項に定める継続的な確認で、容認できない問題が検出された場合。
- (3) HACCPリーダー（食品安全管理技術者）として遵守すべき事項への、容認できない違反が検出された場合。
- (4) 当センターへの報告又は提出書類に関して、故意又は悪質な虚偽の記載があった場合。

## 16. 申請者及び HACCP リーダー（食品安全管理技術者）の権利と義務

16.1 申請者及び HACCP リーダー（食品安全管理技術者）は、次の権利を有する。

- a) HACCP リーダー（食品安全管理技術者）は、当センターへ登録されている範囲内において、その登録に関する表明を行うことができる。
- b) HACCP リーダー（食品安全管理技術者）は、「JRCA 登録 HACCP リーダー（食品安全管理技術者）資格の公表に係る遵守事項」（付属書3）に従って、名刺に当センターのロゴマークを使用することができる。
- c) HACCP リーダー（食品安全管理技術者）は、登録の有効期限日前であっても、資格放棄を申し出ることができる。
- d) 当センターの評価登録業務又は判定結果に対して、異議申し立て又は苦情がある場合は、6項に従って、当センターに申し出ることができる。

16.2 申請者及び HACCP リーダー（食品安全管理技術者）は、当センターに対して次の義務を負う。

- a) 付属書2「HACCP リーダー（食品安全管理技術者）倫理綱領」、付属書3「JRCA 登録 HACCP リーダー（食品安全管理技術者）資格の公表に係る遵守事項」を含む本基準 JRCA FME100「HACCP リーダー（食品安全管理技術者）の資格基準」に従う。
- b) 当センターに対して、評価の実施に必要な情報を提供する。
- c) 次の状況となった場合は、無効となった資格の当センター登録に関わる表明を中止し、HACCP リーダー（食品安全管理技術者）登録証明書及び登録カードを返却する。また、ロゴマークの使用がある場合は、これを中止する。
  - i) 登録資格を放棄した場合
  - ii) 登録資格が失効した場合
  - iii) 登録資格の一時停止又は取消しを受けた場合

## 付則

この基準は、2019年4月1日から施行する。

**付属書 1 用語の定義**

この基準で用いる主な用語及び定義は、本文 2 項の「引用文書及び関連文書」によるほか、次による。

**1. 資格登録申請****1.1 申請受付日**

当センターが、必要な申請書類を受領した日。申請受付日は、審査実績及び継続的専門能力開発（CPD）の対象期間算定の起点となる。

**1.2 資格の有効期限日**

新規登録又は資格更新の日の 3 年後の前日。

**2. 審査（監査）****2.2 審査（監査）日数**

審査（監査）活動を行った日数の合計。実働 6 時間以上の審査（監査）時間がある日を 1 日とする。審査（監査）時間が 6 時間に満たない審査（監査）日がある場合は、1 回の審査（監査）について、1 日毎の審査（監査）時間（6 時間を超える場合は 6 時間まで）を合計して 6 時間で割った日数（少数点以下第 2 位切捨て）。

**3. HACCP リーダー（食品安全管理技術者）研修コースの修了」****3.1 HACCP リーダー（食品安全管理技術者）研修コース**

HACCP リーダー（食品安全管理技術者）の実務に基づいて組み立てられた当センター承認の研修コース。

**3.2 研修コースの修了**

3 日間以上の研修コースを修了すること。（単に参加するだけでなく“修了”していること。）

**4. 継続的専門能力開発（CPD）**

当センターに登録している HACCP リーダー（食品安全管理技術者）が、該当する食品安全の管理能力の維持・向上を目的として、継続的に実施する能力開発をいう。

以上

**付属書 2 HACCP リーダー（食品安全管理技術者）倫理綱領**

（法令・基準の遵守）

1. HACCPリーダー（食品安全管理技術者）は、法令、認証制度の基準及び当センターの基準、手順に従う。
2. HACCPリーダー（食品安全管理技術者）は、この綱領に定められていない事項についても自ら守るべき職業倫理のあることを認識し、HACCPリーダー（食品安全管理技術者）の名誉と良識においてこの綱領の精神に従う。

（自律）

3. HACCPリーダー（食品安全管理技術者）は、深い知識と高い技術の保持に努め、HACCPリーダー（食品安全管理技術者）としての名誉を重んじ、つねに偏見がなく、専門的で厳格な態度で行動し、信義にもとるような行為をしない。
4. HACCPリーダー（食品安全管理技術者）は、食品安全管理や管理技術者評価登録のプロセスの清廉さを汚しかねない虚偽の情報や、誤った情報を流さない。
5. HACCPリーダー（食品安全管理技術者）は、当センターや管理技術者評価登録のプロセスに対する信用を損なわない行動をとる。また、この綱領を含め遵守しなければならない事項に対する違反が申し立てられた時には、その調査に協力する。

（秘密保持）

9. HACCPリーダー（食品安全管理技術者）は、業務上知り得た秘密及び情報等を、他に漏らし又は個人的に利用しない。
10. 食品安全の管理・運営を実施するに当たっては、組織運営の範囲から逸脱する情報の公開、並びに議論をしない。

（自己研鑽）

11. HACCPリーダー（食品安全管理技術者）は、HACCPリーダー（食品安全管理技術者）としての社会的使命の重要性を認識し、つねに自己の力量の開発、研鑽に努め、忠実な業務の遂行を通じて、食品安全に対する信頼の向上に努める。
12. HACCPリーダー（食品安全管理技術者）は、自己の業務に対する苦情、評価等を謙虚に受け止め、自己の力量向上に努める。

（HACCPリーダー（食品安全管理技術者）間の規律）

13. HACCPリーダー（食品安全管理技術者）は、みだりに他の食品安全関係者を誹謗し又はその名誉を傷つけない。
14. HACCPリーダー（食品安全管理技術者）は、共同で業務を行うに当たり、相互に協議し、誠意をもって分担業務を遂行する。

（地位利用の禁止）

15. HACCPリーダー（食品安全管理技術者）は、自身の立場を利用して、自己又は第三者の利益を図るような行為をしない。

（違反者の通知）

16. HACCPリーダー（食品安全管理技術者）は、他のHACCPリーダー（食品安全管理技術者）に、この綱領に違反する行為があり、あるいはその疑いがあることを知った時には、当センターに通知する。

以上

**付属書 3 HACCP リーダー（食品安全管理技術者）資格の公表に係わる遵守事項****1. 適用範囲**

この遵守事項は、一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、当センター又はJRCAという）が登録したHACCPリーダー（食品安全管理技術者）（以下、HACCPリーダーという）が、自らのHACCPリーダー（食品安全管理技術者）資格に関して公表する際に遵守しなければならない事項等について定める。

**2. HACCPリーダー（食品安全管理技術者）資格の公表における表示方法****2.1 表示事項**

HACCPリーダーが、JRCA登録されていることを公表する場合は、JRCAロゴマーク（4項参照）を表示する場合又はしない場合を含めて、登録対象マネジメントシステム、HACCPリーダー（資格区分の記述、及び登録番号をすべて表示しなければならない。

**【表記例】**

JRCA登録 HACCPリーダー（食品安全管理技術者）（FME99999）

JRCA登録 HACCPシステム管理技術者（FME99999）

注）対象のマネジメントシステムに関して誤解を与えない表記であれば、上記以外の表記方法でもよい。

**2.2 公表可能期間**

- 2.2.1 HACCPリーダーは、JRCAロゴマークを表示する場合又はしない場合を含めて、登録の有効期間内においてのみ、JRCA登録されていることを公表することができる。
- 2.2.2 登録資格の失効、一時停止又は取消しがあった場合、当該HACCPリーダーは、JRCA登録の公表を中止し、JRCA登録を記載した印刷物又はウェブサイト等の表示は削除しなければならない。

**3. 誤った公表方法に対する処置**

- 3.1 審査員が本遵守事項に違反してHACCPリーダー資格に関する公表を行った場合、当センターは、修正及び必要な場合は是正処置を要求する。
- 3.2 当センターの修正及び是正処置要求に対して適切な対応がとられない場合、当センターは、当該HACCPリーダーの登録資格の一時停止又は取消しを行う場合がある。

**4. JRCA ロゴマークの表示方法****4.1 JRCA ロゴマーク**

- 4.1.1 JRCA ロゴマークは、図1に示すもので、マーク部とロゴ部よりなる。マーク部とロゴ部は分離せず、常に一体で表示する。
- 4.1.2 「新 JRCA ロゴマーク」は、2018年4月1日より適用する。従来から使用している「旧 JRCA ロゴマーク」は、2021年3月31日まで、「新 JRCA ロゴマーク」と同等のものとして表示できる。



### 【新 JRCA ロゴマーク】

2018年4月1日より適用

### 【旧 JRCA ロゴマーク】

2021年3月31日まで使用可

#### 《新JRCAロゴマーク デザインの意図》

『両手を上に向かって広げている人』のシルエットは、資格取得者が『世界』あるいは『未来』に向かって希望を抱いて躍進しようとする姿を表しています。活動的で発展的なイメージを赤、信頼と安心のイメージを青のグラデーションで表現しています。

図1 JRCAロゴマーク

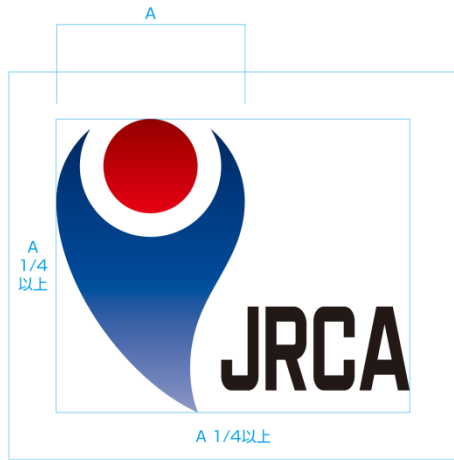
## 4.2 JRCAロゴマークの使用及び管理

- 4.2.1 HACCPリーダーは、JRCAロゴマークを本人の「名刺」にのみ表示することができる。JRCAロゴマークは単独で使用せず、上記2項の規定に従って表示しなければならない。
- 4.2.2 当センターは、HACCPリーダーから要請があった場合、JRCAロゴマークの清刷（電子データ）を提供する。JRCAロゴマークを名刺に表示する場合は、JRCAから提供された清刷を分解又は変更することなく使用しなければならない。
- 4.2.3 「新 JRCA ロゴマーク」を使用する場合は、ロゴマークの周囲に、マーク横幅の1/4以上の余白を設けなければならない。また、縦10mm以上の大きさで使用しなければならない（図2参照）。
 

「新 JRCA ロゴマーク」の色は、マーク上部の丸が赤色グラデーション、マーク下部が青色グラデーション、ロゴ部は黒色とする（基本色は図3参照）。または、全体をモノクロで表示してもよい。

「旧JRCAロゴマーク」の色は、マーク部が緑色（DIC377）、ロゴ部は黒色とする。または、全体をモノクロで表示してもよい。

いずれの場合も、「JRCAロゴマーク」であることが明確に識別できるように、全体を地色と明瞭な対比を持たせて表示しなければならない。
- 4.2.4 JRCAロゴマークを拡大又は縮小して表示する場合は、図1と同じ縦横比で使用しなければならない。
- 4.2.5 HACCPリーダーは、当センターが提供したJRCAロゴマーク清刷の保護、紛失及び漏洩防止のため、適切な管理を行わなければならない。
- 4.2.6 名刺作成のため、JRCAロゴマークの電子データを業者に提供する場合、HACCPリーダーは、JRCAロゴマークの電子データを提供する業者の記録を維持し、当該業者に対して、JRCAロゴマークの電子データの保護及び漏洩防止のため、適切な管理を行うよう要求しなければならない。



最小サイズ:H10mm



縦 10mm 以上の大きさで使用する

マーク横幅(A)の1/4以上の余白を設ける

図2 新JRCAロゴマーク使用時の余白及び最小サイズ

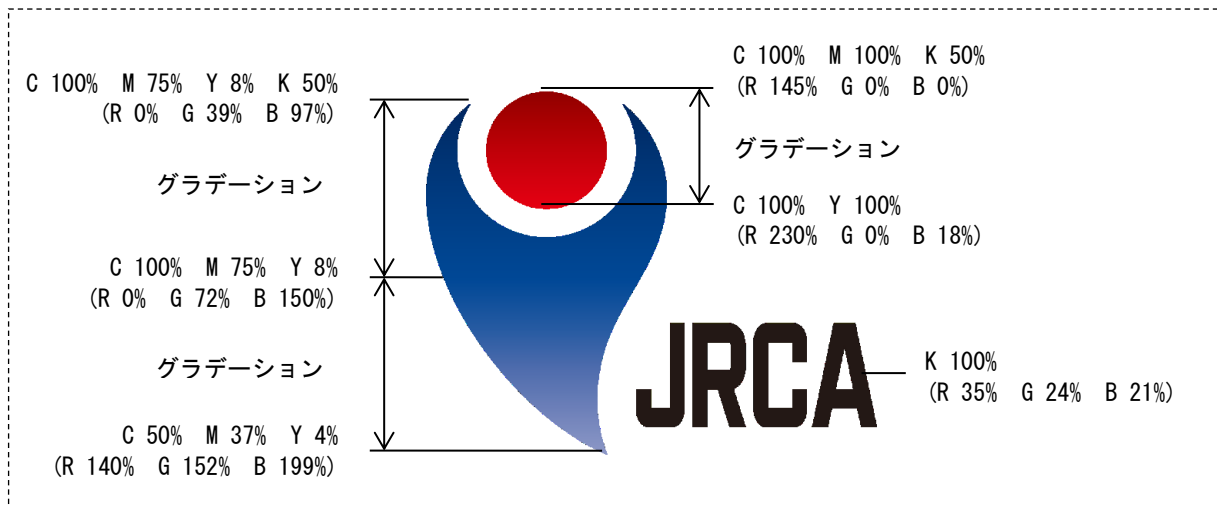


図3 新JRCAロゴマークの基本色 (CMYK (RGB) グラデーション)

以上

## 制定・改定履歴

## 制定・改定履歴

| 版番号 | 年月日       | 内容  |
|-----|-----------|---|
| 制定  | 2019年2月1日 | ・日本規格協会 JRCA FME100 改定 1 版を承継し、日本要員認証協会設立に伴い新規制定。 |